

2026年4月28日

各位

株式会社 北海道銀行

株式会社マルセンクリーニングと 「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、SDGsへの取り組みの一環として、株式会社マルセンクリーニング（代表取締役社長 中田 等）と、ほくほくサステナブルファイナンス「ポジティブ・インパクト・ファイナンス型」※の契約を締結しましたので、お知らせいたします。

※企業活動が経済・社会・環境にもたらす影響を包括的に分析し、特定されたポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの緩和に向けた取り組みを継続的に支援する融資。

記

1. 契約企業の概要

企業名	株式会社マルセンクリーニング		
本社所在地	北海道釧路市星が浦北4丁目2番6号	創業	1957（昭和32）年5月
資本金	1,000万円	売上高	2,860百万円 （2025年3月期）
企業概要	<ul style="list-style-type: none">当社は、1957年の創業以降、現在までに宿泊施設や医療機関などを対象にしたリネンサプライのほか、一般衣類から特殊品のクリーニングなどを主業とする企業です。本社がある釧路市を中心とした道東エリアに加え、道央エリアも札幌工場を中心にリネンサプライを中心としたクリーニング業務を展開させていただいております。お客様に高い満足を得ていただくため、商品の品質管理と高い生産能力を維持し、100年続く行動できる企業を目指しています。		

2. 本ファイナンスの概要

実行日	2026年4月28日（火）
資金使途	事業資金

3. 株式会社マルセンクリーニングの取り組み（一例です。詳細は「評価書」をご参照下さい） ～環境配慮に向けた取組み～

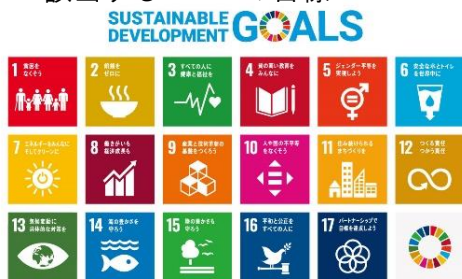
インパクトの種類	N I（ネガティブ・インパクト）の低減		
インパクト・カテゴリ	N I：〈気候の安定性〉〈水域〉〈大気〉〈土壌〉〈資源強度〉〈廃棄物〉		
影響を与えるSDGsの目標			

内容・対応方針	・ 環境配慮に向けた各種施策の実行
毎年モニタリングする目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2035年度末までに水の使用量（釧路・札幌工場）を2025年度対比5%削減 ・ 2035年度末までに低公害車導入率35%を実現 ・ 2035年度までにGHG排出量（釧路・札幌工場）を2025年度対比15%削減 <p>※設定したKPIのうち目標年度前に達したものは、目標の再設定等を検討する。</p>

4. その他

インパクト評価	本ローンは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、株式会社道銀地域総合研究所が株式会社マルセンクリーニングの包括的なインパクト分析を行い、評価しました。また、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見（外部レビュー）を取得し、金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。
モニタリング	当行は、インパクト評価で特定した株式会社マルセンクリーニングのKPIについて、モニタリングを行います。

5. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goalsの略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
 北海道銀行 広報CSR室 坂野 TEL 011-233-1005

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【株式会社マルセンクリーニング】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所

株式会社 道銀地域総合研究所
DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）」が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、株式会社マルセンクリーニング（以下、マルセンクリーニング）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、マルセンクリーニングに対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	株式会社マルセンクリーニング
借入金の金額	50 百万円
借入金の資金用途	事業資金
モニタリング期間 (返済期限)	10 年 (2036 年 3 月 31 日)

1. 株式会社マルセンクリーニングの事業概要

(1) 会社概要

企業名	株式会社マルセンクリーニング	
従業員数	283 名（2025 年 12 月現在）	
売上高	2,860 百万円（2025 年 3 月期）	
所在地	釧路本社	北海道釧路市星が浦北 4 丁目 2 - 6
	札幌支店	北海道札幌市白石区米里 2 条 1 丁目 2 - 1
	帯広営業所	北海道中川郡幕別町札内青葉町 1 - 7
	釧路クリーニング	北海道釧路町木場 1 丁目 9 - 2
	釧路配送センター	北海道釧路市星が浦南 2 丁目 7 - 14
主たる事業分野	総合クリーニング事業	

(2) 店舗一覧

北海道釧路市（以下、釧路市）を中心とする道東エリアで、以下の直営店 16 店舗を展開している。

所在地	地区	店名/店舗名
釧路市	鳥取・星が浦	マルセンクリーニング/アネックス星が浦店
		マルセンクリーニング/スーパーアークス鳥取大通店
		第一クリーニング/フクハラ昭和店
	愛国・文苑	マルセンクリーニング/文苑店 (コインランドリー併設店)
		第一クリーニング/芦野店 (コインランドリー併設店)
		第一クリーニング/文苑店
		第一クリーニング/美原店
		第一クリーニング/フクハラ愛国店
	春採・桜ヶ岡	マルセンクリーニング/コープさっぽろ中央店
		マルセンクリーニング/コープさっぽろ桜ヶ岡店
		第一クリーニング/春採支店
	駅裏・鉄北	マルセンクリーニング/ビッグハウス旭町店
スマイルクリーニング/コープ新橋大通店		
釧路町	釧路町	釧路クリーニング/木場店
		マルセンクリーニング/コープさっぽろ曙店
厚岸町	厚岸町	マルセンクリーニング/イオン厚岸店

図表 1 店舗一覧



マルセンクリーニング (コープさっぽろ桜ヶ岡店)



第一クリーニング (春採支店)



釧路クリーニング (木場店)

(出所) マルセンクリーニング HP



スマイルクリーニング (コープ新橋大通店)

(3) 主な沿革 (抜粋)

西暦年	主な内容
1957	釧路市若草町にて創業
1962	「株式会社マルセンクリーニング」設立 釧路市新橋工場へ新築移転
1986	釧路市星が浦に工場を新築 (第一、第二、第三工場)
1987	第三工場 増築
1993	第一工場 増築
2005	第四工場 新築
2007	バイオマスボイラーを導入 (環境対策の強化)
2009	札幌営業所、帯広営業所 開設
2017	創業 60 周年を迎える 札幌支店 開設

(4) 企業理念・行動指針

経営理念	「一歩前進」 安全と品質に配慮したクリーニングサービスの提供を通じ、持続可能な社会創造に貢献することを目指している。
------	---

(5) 各種認証の取得

ホテルや病院等の顧客に対し、提供するリネンの「絶対的な衛生品質」を客観的に証明すべく、以下の認定を取得した。

日本リネンサプライ協会 衛生基準認定証 (認定番号 JLSA20-0127)

(6) 主な業務内容

マルセンクリーニングは、1957年に釧路市若草町にクリーニング店として創業して以来、本社がある釧路市を中心とした道東エリアに加え、道央エリアは札幌工場を中心に業務を拡大している。法人向けサービスのほか、クリーニング店や大型コインランドリーを中心とした個人向けサービスを道東で展開している。

①法人向けサービス

リネンサプライを中心に、宿泊施設や医療機関等を対象に以下の多角的なサービスを展開している。

主なカテゴリー		内容
	ホテルリネンサプライ レストラン・バンケットリネン	宿泊施設の客室リネン（シーツ、ピローケース、タオル類）や浴衣などのレンタル・クリーニングを中心に、欧州製のバック管理システムを導入し、顧客ごとに徹底した品質・在庫管理を行っている。その他、ホテルバンケットや飲食店を彩る清潔なテーブルクロスやナフキンにも対応している。
	メディカルリネン	病院や介護・福祉施設などで使用される清潔なリネンやユニフォームは、利用者の「見える安心」に直結する。寝具・タオル類から制服まで、徹底した衛生管理で安全を提供するほか、私物洗濯や健診スリッパ等の関連サービスも展開している。
	ユニフォーム	オリジナルユニフォームや制服の企画、製造、在庫管理、クリーニングまで一貫してサポートしているほか、オリジナルユニフォームの作成から、多彩なユニフォームのコーディネートまで使用用途にあったユニフォーム販売及びリースにも対応している。
	ダストコントロール	水を使わず、ホコリやチリなどの「ダスト」を吸着する機能を持った掃除道具（マット・モップ）のクリーニングサービスを提供している。
	ふとんクリーニング	病院や福祉施設の厳しい衛生基準をクリアする「リネンサプライ」の技術をそのまま活用、専門工場での徹底洗浄で、目に見えない菌や汚れまで根こそぎ洗い流す。
	おしぼりリース	オゾン殺菌と厚生省基準をクリアした清潔なおしぼりは、徹底した検品を経て、外食産業の「おもてなし」を支える。安心・安全を包装し、満足度の高い高品質なおしぼりを提供している。

②個人向けサービス

マルセンクリーニングの個人向けサービスは、一般衣類から特殊品まで幅広く対応している。

主なカテゴリー		内容
	衣類のクリーニング	<p>【スタンダードコース】 小ロット洗浄とシルエットを崩さない乾燥、ドイツ製仕上げ機による高品質な仕上がりを提供している。</p> <p>【特殊加工オプション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デラックス仕上げ：職人による手仕上げ（高級衣類向け） ・W ウォッシュ：ドライと水洗いのダブル洗浄で汗汚れを徹底除去 ・撥水／防炎加工：汚れや火災から衣類やカーテンを守る加工
	特殊品・高級品のクリーニング	<p>和服・しみ抜き：熟練の技術による着物クリーニングとしみ抜き</p> <p>毛皮・皮革：デリケートな素材の風合いを活かした洗浄</p> <p>高級ダウン：高級ダウンブランドダウンに対応した専用仕上げ</p>
	インテリア・寝具	<p>【大型品丸洗い】 布団（羽毛・羊毛等）、じゅうたん、カーテンのクリーニング</p> <p>【羽毛ふとん仕立て直し】 古くなった羽毛布団を新品同様に蘇らせる打ち直しサービス</p>
	リフォーム	<p>【洋服のリフォーム】 ズボンの裾上げ・ほつれ直し、ウエスト出し・詰めなど修理・リフォームサービス</p> <p>【カーテンのリフォーム】 カーテンの裾上げ・丈詰めや裾伸ばしなどのサービス</p>
	コインランドリーの運営	<p>大型機器を備えたコインランドリーを店舗に併設・展開しており、セルフサービスでの洗濯需要にも対応している。</p>

(7) 内部環境・外部環境

①内部環境

ホテル、病院、個人向けと多角的なサービスを展開していることに加え、バイオマスボイラー導入による再生可能エネルギーの活用や工場内の自動化に向けた各種取組みを図ることで、道東エリアを牽引するリーディングカンパニーとしての地位を確立している。

1) 多角的な事業セグメントと生産・物流体制

マルセングループは、地域を支える衛生インフラとして多角的な事業を展開している。主力はホテル向けのリネンサプライで、広域な物流網を活かし大量供給を実現している。また、厳格な衛生管理下のホスピタルリネン、地域密着の一般クリーニングやコインランドリー等、法人向けから個人向けに至るまで幅広いクリーニングサービスを提供している。

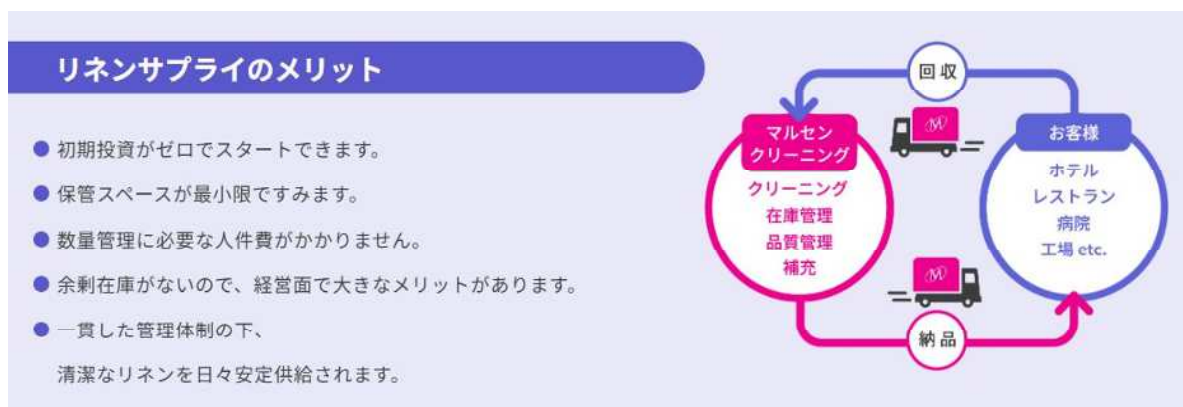
同社の強みとしては、釧路の3工場と札幌工場を合わせ、1日平均70トンを超える生産能力を有している。ホテルリネンから病院用、ふとん、一般衣類まで、用途別に特化した工場で高品質なサービスを維持している。また、同社では約40台の車両を保有し、釧路・道東から札幌・道央圏まで広大なネットワークを構築、大型車による定期便と機動力のあるワゴン車を組み合わせ、定時性と迅速な集配を両立しており、災害等のトラブル時にも対応可能なバックアップ体制も整備されている。

図表 2 多角的な事業セグメントと物流体制



(出所) マルセククリーニング HP

図表 3 マルセククリーニングのリネンサプライのメリット



(出所) マルセククリーニング HP

2) テクノロジーとエコの融合

マルセンクリーニングは、「テクノロジー（自動化）」×「エコ（バイオマス）」を融合した工場運営を行っている。

ア. 工場内の自動化システム

同社工場では、高度な自動化システムの導入により、高い品質水準を維持している。最新鋭のオートメーション技術により作業効率が飛躍的に向上し、大量かつ迅速な処理が求められる大型ホテルや、厳格な衛生管理が不可欠な医療機関の高度なニーズに対しても、常に安定したサービスを提供することが可能となった。

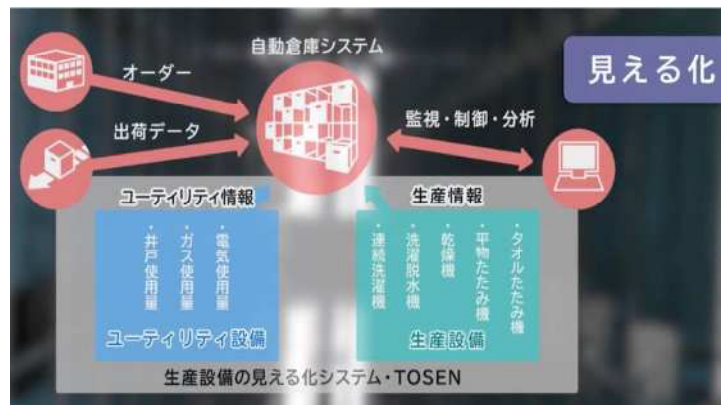


(出所) マルセンクリーニング HP



イ. 工場運営のデータ一元管理と最適化

同社工場では、オートメーション技術により受発注や出荷データに加え、全工程の稼働状況を「見える化」している。洗浄温度や仕上げ枚数などの工程を「データによる一元管理」に集約することで、常に均一で高品質なリネン提供を実現しており、徹底した数値管理と自動化が、大型ホテルや医療機関等に対する安定供給体制の核となっている。



(出所) マルセンクリーニング HP

ウ. バイオマスボイラーの導入

リネンサプライ・クリーニング事業において、環境負荷低減と燃料価格の高騰への対応のため、同社は 2007 年に従来の重油ボイラーからバイオマスボイラーへ転換した。ボイラーで製造された蒸気は、主に洗濯水の加温や乾燥工程に使用しており、導入による削減効果は以下のとおり。

環境負荷の低減	年間で約 3,400 トンの二酸化炭素排出を削減
燃料使用量とコストの削減	重油削減量：年間で約 1,200 kL の重油使用を削減 削減率：従来比で約 78% という大幅な燃料転換を実現 経済効果：燃料費として年間約 4,500 万円の節減

図表 4 出荷までの主なプロセス

1. 入荷・計量・ストック

- 回収・入荷**
使用済みのリネン類を回収・入荷
- 仕分け**
シーツやタオルなどの品種ごとに計量コンベアーで仕分け
- 投入量の計測**
計量計を使用して、正確な投入量を計測
- バッグシステムへの投入**
品物はバッグシステムに投入
- 一時保管**
品種ごとに最大70個までストック、次工程の準備



2. 洗濯・乾燥

- 連続洗濯機**
節水タイプの連続洗濯機に投入、効率良く洗浄
- 脱水**
洗濯後、油圧脱水機による脱水
- 乾燥工程への移動**
脱水後、乾燥ラインへ
- 自動乾燥・排出**
投入から乾燥、排出までが自動で行われる



3. 検査・管理・出荷

- 両面検査**
シミや汚れがないか両面の検査を徹底
- 異物混入防止**
洗濯後、油圧脱水機による脱水
- 自動倉庫への入庫**
タオルやシーツ類の情報（品種・数量等）を入力自動倉庫で適切に管理します。
- 出荷**
出荷準備が整った後は
配送まで専用の待機エリアで保管



(出所) マルセンクリーニング HP に基づき道銀地域総合研究所作成

【ポイント】

- 多角的な事業と強固なインフラ
ホテル・病院・個人向けに幅広く展開、北海道内4工場での1日70トン超の処理能力と、約40台の車両による広域的な物流ネットワークの構築
- 自動化による高品質維持
自動化システムとデータの一元管理（見える化）により、徹底した品質管理と安定供給を両立
- バイオマス活用による脱炭素経営
重油からバイオマス燃料へ転換、再生可能エネルギーの積極活用により、脱炭素社会の実現と持続可能な工場運営を両立

②外部環境

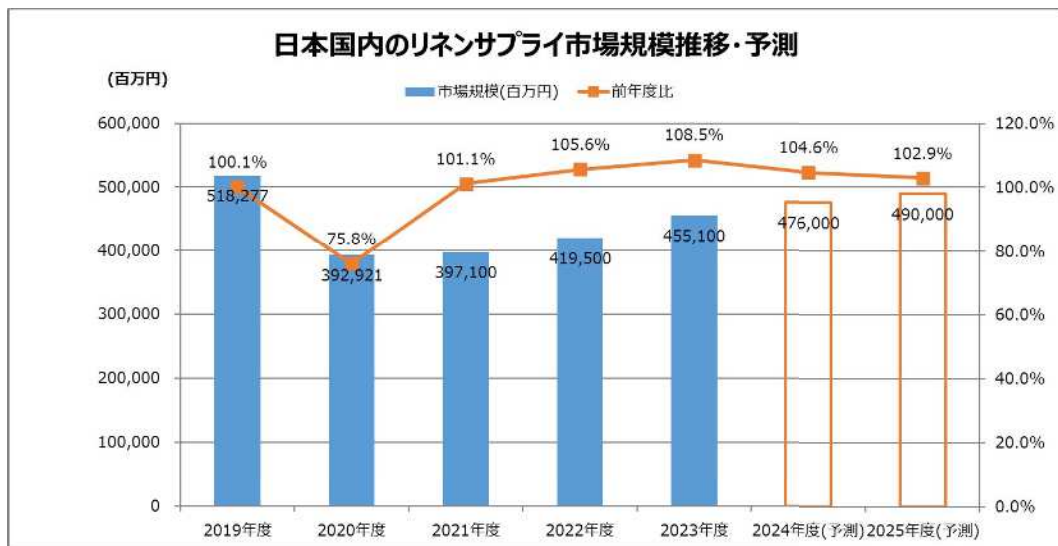
1) 日本国内のリネンサプライ市場の動向

国内のリネンサプライ市場規模は、緩やかな上昇傾向にあり、インバウンド需要の回復により、ホテル向けのリネンサプライが市場を牽引している。しかしながら、おしぼりリースやダストコントロールは物価高・エネルギー価格の高騰、人手不足の影響により減少傾向となっており、好調なホテルリネンが他分野の減少をカバーする構造となっている。

図表 5 日本国内のリネンサプライ市場の動向

好調なホテル向け リネンサプライ	好調なインバウンド	訪日外国人客数が急激に回復したことで、ホテルの稼働率が極めて高い水準で安定しており、リネンの回転率が大幅に向上した。
	価格転嫁	宿泊料金の高騰により、リネンサプライヤー側も燃料費や人件費の高騰分をサービス料金に転嫁（値上げ）しやすい環境が整備された。
その他分野の動向	おしぼりリース	飲食店において、コスト削減のためにおしぼりから、使い捨ての紙おしぼり（ウェットティッシュ）へ切り替える動きが定着している。
	ダストコントロール	事業所においては、安価で購入できる使い捨て掃除用具やロボット掃除機の普及により、定期的なレンタル契約の必要性が低下している。
その他要因	物価高・エネルギー 価格の高騰	燃料費や物流費が上昇しており、サービス維持のためのコストが増大している。
	人手不足	回収・配送を担うドライバーや工場の人手不足が深刻化しており、従前のようなサービス提供が困難となっている。

図表 6 日本国内のリネンサプライ市場規模推移・予測



(出所) 矢野経済研究所「リネンサプライ市場に関する調査」

2) 深刻な人手不足

政府によると、リネンサプライ分野の2024年度の有効求人倍率は3.71倍であり、有効求人倍率からみても、全国的に人材確保が困難な状況にある。同分野における2028年度の就業者数は、99,700人となる見込みである一方、同年度には20,100人程度の人手不足に直面する。このため、深刻な人手不足対策に向けた以下の取組みが喫緊の課題となっている。

特定技能外国人 及び育成就労外国人 受入れ	特定技能外国人	リネンサプライ分野の深刻な人手不足に対応すべく、即戦力となる外国人材を受け入れ、産業の発展と日本の社会基盤を維持する。
	育成就労外国人	リネンサプライ分野の人材確保に向け、外国人が就労を通じて専門技能を修得できる体制を整え、人材の育成を図る。
生産性向上	生産性向上のための各種取組	生産性向上に向け、業界団体による階層別研修（従業員のマルチスキル化等）を実施するとともに、研修等の機会を通じた効率化・省人化の好事例の周知を図る。
	DX化の取組み	深刻な人手不足とコスト増に直面するリネンサプライ業では、DXによる生産性向上が急務で、在庫管理自動化やデータ活用による配送効率化は経営基盤の強化に直結する。
国内人材確保	女性、高齢者、就業困難者等の就業促進	業界団体は、ホームページ等での魅力発信や就職説明会を活用し、多様な人材（学生、女性、高齢者、障がい者等）の新規・中途採用を促進する。
	処遇改善	処遇改善と担い手の中長期的な育成・確保のため、厚生労働省は業界団体へ適切な価格転嫁と取引適正化の周知を依頼し、適正な利潤の確保を目指す。
	安全衛生対策	業界団体は、階層別研修（経営者・実務者向け）や多言語対応の啓発ツール配布・周知を通じ、就労環境の改善と労働安全衛生の向上を図る。

3) 「物流 2024 年問題」への対応

「物流 2024 年問題」とは、働き方改革に関する法律に基づき、2024 年 4 月からトラックドライバーに労働時間の上限規制が適用されることにより、物流の停滞が懸念される問題で、ドライバーの時間外労働時間の上限が年間 960 時間となることから、労働時間が短縮された結果、輸送力不足が生じることである。

政府の「持続可能な物流の実現に向けた検討会」では、2024 年問題に対して何も対策を行わなかった場合には、営業用トラックの輸送能力が 2030 年には 34.1%不足する可能性があるとして試算している。

この問題に対して、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための具体的な施策として「1. 商慣行の見直し」、「2. 物流の効率化」、「3. 荷主・消費者の行動変容」の「3つの柱」を掲げ、政府が一体となって抜本的・総合的な対策として「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめた。

図表 7 「物流 2024 年問題」による影響



(出所) 公益社団法人全日本トラック協会

【ポイント】

・リネンサプライ市場の動向

好調なホテル分野が他分野の落ち込みをカバーしているのと、宿泊料金の高騰により価格転嫁しやすい環境である。

・深刻な人手不足

有効求人倍率 3.71 倍と極めて高く、2028 年度には約 2 万人が不足する予測。外国人材の活用のほか、DX 化をはじめとする各種生産性向上の取組みが急務である。

・物流 2024 年問題（輸送力不足の危機）

2030 年には輸送能力が 34.1%不足する恐れがあるため、政府としても商慣行・物流効率化・行動変容を「3つの柱」として政策を推進している。

(7) SDGsへの理解と取組み

①SDGs 達成に向けた取組み

マルセンクリーニングでは、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）に賛同し、SDGs の達成に向けた取組みを行っていくことを宣言している。宣言の主な内容は以下のとおり。

SDGs の達成に向けた取組テーマ	具体的な取組内容	該当する SDGs の目標
<p>「事業活動を通じた貢献」</p> <p>安全面と品質面に配慮したクリーニングサービスの提供を通し、人々の健康に貢献するとともに、サービスを供給し続けることを使命とし持続可能な社会創造に貢献いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様のニーズに合ったクリーニングサービスの提供 ・積極的な設備投資による品質面の向上 ・病院や宿泊施設へのサービス提供を通じた地域への貢献 	  
<p>「環境への配慮」</p> <p>再生可能エネルギーの積極活用や、工場、社内の継続した省エネ活動を通して、地球環境に配慮した事業活動を実施いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスボイラーの活用 ・導入設備の省エネ化 ・従業員への環境教育の実施 	   
<p>「働きやすい職場環境」</p> <p>従業員の人権を尊重し、多様な人材が安全かつ安心して働ける環境を整備します。また、人材育成に関しても積極的に取り組んで参ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるハラスメントの撲滅 ・ダイバーシティ経営の継続 ・資格取得支援の構築等、人材育成の取組の継続 	    
<p>「地域貢献」</p> <p>地域に根差した企業として、地域社会への貢献を使命と認識し、地域から愛される企業を目指して参ります。また、地域雇用の創出に努め、よりよい地域社会の構築に貢献します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携による地域活性化の取組 ・地域の学生や障がい者の受け入れ ・積極的な地域雇用 	

(出所) マルセンクリーニング HP

2. 【マルセンクリーニング】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、マルセンクリーニングの事業については、国際標準産業分類における「繊維製品および毛皮製品の洗濯および（ドライ）クリーニング」に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	●	●
	生計	●	●
環境	サーキュラリティ		●

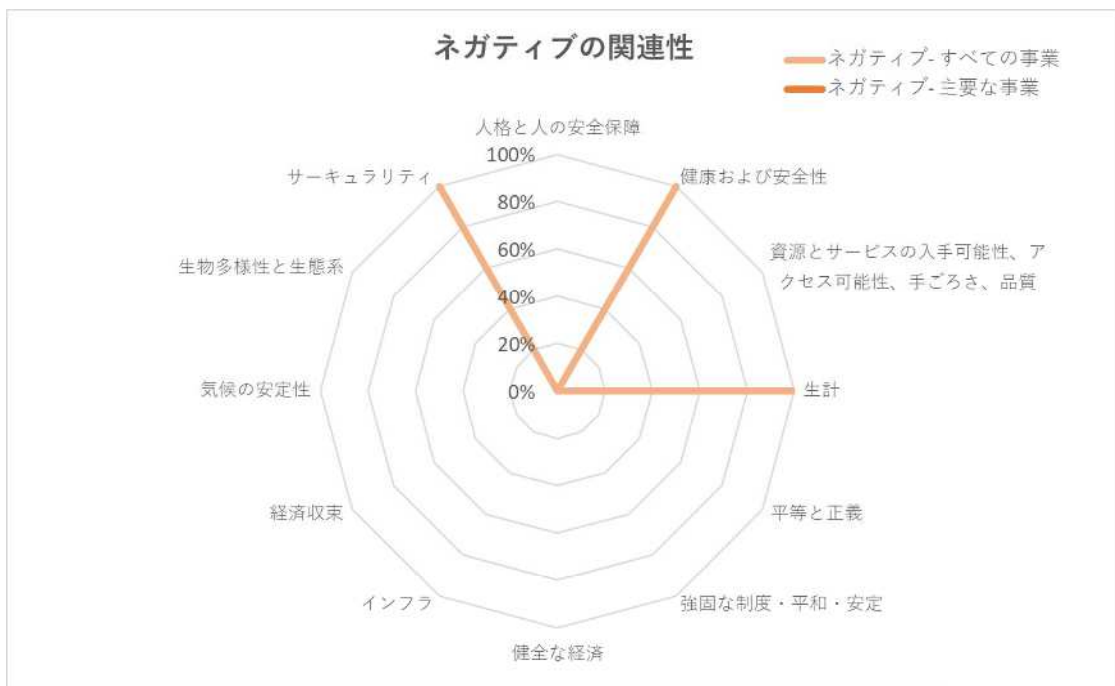
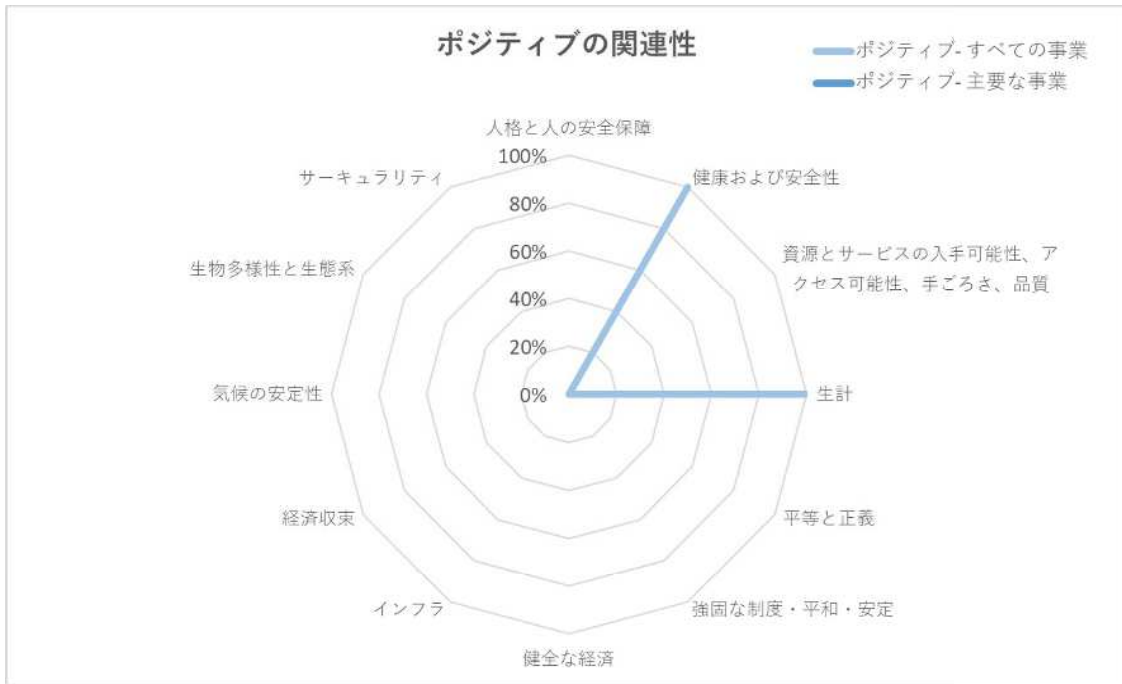
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表 1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		9601 繊維製品および毛皮製品の洗濯 および（ドライ）クリーニング	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性	—	●	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生				
		教育				
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
	ファイナンス					
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●	●	●	●
		社会的保護		●		●
平等と正義	ジェンダー平等					
	民族・人種平等					
	年齢差別					
	その他の社会的弱者					
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄				
	インフラ	—				
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—				
	生物多様性と生態系	水域				
		大気				
		土壌				
		生物種				
	生息地					
	サーキュラリティ	資源強度				
廃棄物			●		●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトリーダー>



これらの集約結果、及びマルセンクリーニングの個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトトピック単位での修正内容は別表2のとおり。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業			全事業	
		ポジティブ	ネガティブ		ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	●	●	→	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質				●	
	生計	●	●		●	●
	平等と正義					●
社会経済	健全な経済			●		
	インフラ			●		
環境	気候の安定性				●	
	生物多様性と生態系				●	
	サーキュラリティ		●		●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「健康および安全性」、「雇用」、「賃金」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由	
追加項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。	
		社会経済	健全な経済	零細・中小企業の 繁栄	売上規模の拡大を通じて、取引先中小企業の経済価値向上に寄与しているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。	
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等	-	ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
				民族・人種平等		
				年齢差別		
		環境	気候の安定性	-	省エネ機器の導入等を通じて GHG 排出量の削減などに積極的に取り組んでいるため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。	
		環境	生物多様性と生態系	水域	節水機器を導入し、水使用量の削減に向けた取組みを推進しているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。	
		環境	生物多様性と生態系	大気	ハイブリッド車の導入により、PM や NOx の削減に取り組んでいることから、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。	
環境	生物多様性と生態系	土壌	水使用量の削減に伴い、土壌への影響を低減していることから、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。			
環境	サーキュラリティ	資源強度	資源の効率的な利用へ向けてハイブリッド車や省エネ機器を導入しているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。			
削除項目	ネガティブ・ インパクト	社会	生計	賃金	従業員 1 人当たりの平均給与額が、北海道の産業別（サービス業）と比較して高いため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。	

《別表 2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性	—	●	●	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水				
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生				
		教育			●	
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
	ファイナンス					
	生計	雇用		●		●
		賃金		●	●	●
		社会的保護			●	●
ジェンダー平等					●	
平等と正義	民族・人種平等				●	
	年齢差別				●	
	その他の社会的弱者				●	
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄			●	
	インフラ	—				
	経済収束	—				
環境	気候の安定性	—				
	生物多様性と生態系	水域				●
		大気				●
		土壌				●
		生物種				●
		生息地				
	サーキュラリティ	資源強度				●
		廃棄物			●	●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント

インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	環境配慮に向けた取組み	気候の安定性	－
		生物多様性と生態系	水域、大気、土壌
		サーキュラリティ	資源強度、廃棄物
II	働きやすい職場づくりに向けた取組み	健康および安全性	－
		生計	雇用、賃金、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別
III	人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育
		生計	社会的保護
IV	経済力を高める各種施策の取組み	健康および安全性	－
		健全な経済	零細・中小企業の繁栄

4. マルセンクリーニングに係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

（1）環境配慮に向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	NI の低減
インパクト エリア/トピック	NI：〈気候の安定性〉、〈水域〉、〈大気〉、〈土壌〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉
影響を与える SDGs の目標	  
内容・対応方針	環境配慮に向けた各種施策の実行
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2035 年度末までに水の使用量（釧路・札幌工場）を 2025 年度対比 5%削減 ・2035 年度末までに低公害車導入率 90%を実現 ・2035 年度末までに GHG 排出量（釧路・札幌工場）を 2025 年度対比 15%削減 <p>※設定した KPI のうち目標年度前に達成したのものについては、再度の目標設定等を検討</p>

①水使用量の削減（NI：〈水域〉、〈土壌〉）

クリーニングという事業柄、マルセンクリーニングにおいては工場の洗浄工程において多量の水を消費している。大量の取水は地域の水資源に負荷を与えるだけでなく、排水に含まれる洗剤成分等が適切に処理されない場合には、周辺の水域や土壌環境へ悪影響を及ぼすリスクを内包している。

このような背景から、マルセンクリーニングでは水域や土壌への影響を可能な限り低減できるよう排水について関係法令を遵守し、管理している。併せて、今後は節水型連続洗濯機や高効率脱水機の導入を推進し、水使用量の削減を目指している。

実績（2025 年度）	目標（2035 年度）
水使用量 108,265 m ³ /年度 (測定対象：釧路工場・札幌工場)	2025 年度対比 5%削減

②GHG排出量削減及び大気汚染対策への取組み（NI：〈気候の安定性〉、〈大気〉、〈資源強度〉）

経済産業省では、日本全体の二酸化炭素（CO2）排出量のうち、産業部門が約34%（2023年度実績）と最大のシェアを占めていることを鑑み、省エネ法の改正やGXへの投資促進を通じて、産業界の脱炭素化を推進しているところである。

このような背景を踏まえて、マルセンクリーニングにおいても2007年よりバイオマスボイラーの設置などCO2削減の取組みを実施しており、直近では温室効果ガス（GHG）排出量を測定し、自社工場への太陽光パネルを設置するなど、環境負荷低減の取組みを加速させている。

今後も工場へ省エネ機器の導入を計画しており、更なるGHG排出量削減を図るとともに、低公害車（ハイブリッド車や電気自動車、クリーンディーゼル車）への切り替えを順次進めていき、GHGのほか粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）の削減などに取組む。

ア. 低公害車の保有実績・導入目標

実績（2026年3月末）

	保有台数				低公害車割合
		うちハイブリッド車	うち電気自動車	うちクリーンディーゼル車	
普通自動車	48台	8台	-	-	17%
トラック	41台	-	-	8台	20%
合計	89台	8台	-	8台	18%

目標（2036年3月末）

	保有台数				低公害車割合
		うちハイブリッド車	うち電気自動車	うちクリーンディーゼル車	
普通自動車	50台	10台	30台	-	80%
トラック	50台	10台	10台	30台	100%
合計	100台	20台	40台	30台	90%

イ. GHG 排出量の削減目標

実績（2025年度）	目標（2035年度）
GHG 排出量 6,536 t CO2/年度 (測定対象：釧路工場・札幌工場、スコープ1のみ)	2025年度と比較して15%削減

③省資源化にむけた取組み（NI:〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

事業活動に伴う廃棄物の削減や再資源化は、循環型社会の構築に向けた企業の責務となっている中、マルセンクリーニングにおいても省資源化に向けた取組みを進めている。クリーニング店では、衣服の返却時に使用するハンガーを回収し、洗浄・消毒による循環利用を徹底している。また、リネンサプライ事業においては、使用期限を迎え貸出できなくなった布製品を、専門業者や自社加工を通じてウエス（雑巾）へ再生し、廃棄物の発生抑制と資源の有効活用を両立させている。今後もサプライチェーン全体での省資源化を推進し、環境負荷低減に向けて取組んでいく。

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取組み

項目	内容																		
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減																		
インパクトエリア/トピック	PI : 〈雇用〉、〈賃金〉 NI : 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉																		
影響を与えるSDGsの目標	    																		
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取組みの実施 ・賃金のベースアップの実施により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく ・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や国籍等にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立 																		
毎年モニタリングする目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇取得率の向上 ・平均月間残業時間の減少 ・賃金のベースアップの実施 ・労働災害事故の発生件数ゼロ ・ダイバーシティの推進 ・地域人材採用数の増加 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2035 年末までに全社員平均有給休暇取得率向上 (80%/2025 年末→100%/2035 年末) ・2035 年末までに平均月間残業時間の減少 (15 時間/2025 年末→5 時間/2035 年末) ・2035 年度の一人当たりの平均給与を 2025 年度から 30%アップ ・2026 年以降の労働災害発生件数ゼロにし、その後継続 ・多様な人材の採用 <table border="1" data-bbox="427 1272 1385 1503"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績 (2025 年末)</th> <th>目標 (2035 年末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性従業員数</td> <td>115 人</td> <td>160 人</td> </tr> <tr> <td>女性役職者割合</td> <td>14.3%</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>外国人従業員数</td> <td>53 人</td> <td>70 人</td> </tr> <tr> <td>シニア層従業員数</td> <td>29 人</td> <td>50 人</td> </tr> <tr> <td>地域人材の採用</td> <td>26 人</td> <td>100 人 (累計)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設定した KPI のうち目標年度前に達成したものについては、再度の目標設定等を検討</p>	項目	実績 (2025 年末)	目標 (2035 年末)	女性従業員数	115 人	160 人	女性役職者割合	14.3%	18.2%	外国人従業員数	53 人	70 人	シニア層従業員数	29 人	50 人	地域人材の採用	26 人	100 人 (累計)
項目	実績 (2025 年末)	目標 (2035 年末)																	
女性従業員数	115 人	160 人																	
女性役職者割合	14.3%	18.2%																	
外国人従業員数	53 人	70 人																	
シニア層従業員数	29 人	50 人																	
地域人材の採用	26 人	100 人 (累計)																	

①ワークライフバランスの推進（NI：〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉）

厚生労働省がこのほど公表した「令和7年就労条件総合調査の概況」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が66.9%である中、「サービス業」の有休取得率は65.3%で平均を下回っている。また、残業時間（所定外労働時間）については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査令和6年度分結果確報」にて、全国の全業種平均が10.0時間、「サービス業」は10.4時間との結果が出ている。

マルセンクリーニングでは、働き方改革関連法を遵守し、2025年末では平均有給休暇取得率は80%、平均月間残業時間は15時間と、有給取得率においては高い水準であるものの、残業時間については改善の余地がある。今後は業務効率化や啓発等を通じて、2035年末までには平均有給休暇取得率100%、平均月間残業時間は5時間を目指す。

なお、年次有給休暇は労働基準法39条に則り付与しているとともに、各種社会保険の完備や介護休業制度の整備など、関係法令を遵守した職場環境を整えている。

②賃金のベースアップの実施（PI：〈賃金〉）

マルセンクリーニングでは、業務内容や資格取得状況に基づく公平な人事考課を行い、適切に給与へ反映させている。正社員および嘱託社員の1人当たり平均給与額は、2025年10月の「毎月勤労統計調査（北海道・サービス業）」の平均205,808円を上回る水準に加え、パート・アルバイト従業員の時給についても、北海道の最低賃金を上回る水準を維持している。

また、年2回の定例賞与を支給するほか、今後も最低賃金の動向を注視し、働きがいのある職場づくりを推進していき、2035年度の平均給与を2025年度比で30%引き上げる目標を掲げる。これにより、従業員の意欲向上と採用面での優位性を高めていく方針である。

③労働環境改善や安全性向上に向けた取組み（NI：〈健康および安全性〉）

マルセンクリーニングでは、労働環境改善や安全性向上に向けた各種取組みを積極的に行っており、安全で衛生的な職場環境の整備に取組んでいる。直近3か年では休業日数が4日以上の中重篤な労働災害が複数発生しているが、安全教育や危険防止措置等の対策を講じ、今後の発生ゼロを目指していく。

ア. 直近の労働災害発生状況および対策

年（年間）	発生件数	主な原因	対策
2025年	2件	工場における事故 転倒による打撲	・安全意識向上のための安全教育 ・危険個所確認
2024年	3件		
2023年	3件		

イ. 労働安全衛生に対する取組み状況

項目	実施頻度	主な内容
安全衛生委員会	月1回	過去の事件事例やヒヤリハット事例、健康診断結果、ストレスチェック結果の原因や対策について各部署へ共有している

④ダイバーシティの推進

(PI：〈雇用〉 NI：〈ジェンダー平等〉、〈民族・人種平等〉、〈年齢差別〉)

マルセンクリーニングでは、多様な人材の活用を推進しており、性別や年齢、国籍にかかわらず、すべての従業員が差別のない環境で生き生きと就労できる職場づくりに取り組んでいる。

特に外国人雇用については、以前より積極的に活用しており、直近では全従業員の約 19%にあたる 53 名が在籍している。同社では外国人従業員を毎年受け入れる体制を構築しており、単なる労働力の確保に留まらず、役職者への積極的な抜擢を行うなど、公正なキャリア形成支援を通じて、国籍を問わない活躍を推進している。

このほか、女性やシニア層の雇用についても、個々の事情に配慮した柔軟な受入れを実施している。今後も意欲ある多様な人材を積極的に受け入れ、あらゆる従業員が安心して就労を継続できる環境整備を推進していく方針である。

ア. 従業員一覧(グループ全体 2025 年 12 月末現在)

全従業員数 283 人	男性	168 人	全従業員のうちパート従業員数	124 人
	女性	115 人	全従業員のうち 60 歳以上の従業員数	29 人

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

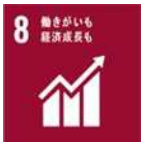
項目	実績 (2025 年 12 月末)	目標 (2035 年 12 月末)
女性従業員数	115 人	160 人
役職者における女性の割合	14.3% (総役職者 49 名のうち 7 名)	18.2% (総役職者 55 名のうち 10 名)
外国人従業員数	53 人	70 人
シニア層従業員数(60 歳以上)	29 人	50 人
全従業員数	283 人	330 人

ウ. 地域人材の積極的な採用

マルセンクリーニングでは、釧路市を中心に継続的に地域人材を採用してきた。釧路市及び近郊地域の人材の採用は地域経済の活性化に貢献する取組みでもあることを鑑み、同社では今後も地域に根ざした企業として積極的に地域人材の採用を図っていく。

項目	実績 (2025 年単年)	目標 (2026~2035 年累計)
地域人材採用数	26 人	100 人

(3) 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減
インパクト エリア／カテゴリー	PI：〈教育〉 NI：〈社会的保護〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	・労働生産性向上に向けた従業員の資格取得のサポート
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・人材育成の強化に注力するとともに、労働生産性向上に向けた取組みの推進 【KPI】 ・2035 年末までに有資格者数の増加 (2025 年末／延べ 16 人→2035 年末／延べ 20 人) ※設定した KPI のうち目標年度前に達成したものについては、再度の目標設定等を検討

①資格取得のサポート（PI：〈教育〉、NI：〈社会的保護〉）

従業員のスキルアップにつながる資格の取得については、その受験費や研修費等を会社負担しており、従業員の資格取得により業務の生産性向上を目指している。

ア. 主な資格者一覧(2025 年 12 月末現在)

資格名	人数
クリーニング師	10 人
衛生管理者	2 人
1 級ボイラー技士	1 人
甲種防火管理者	3 人

イ. 有資格者※の状況

実績（2025 年末）	目標（2035 年末）
有資格者（延べ人数） 16 人	有資格者（延べ人数） 20 人

※ 有資格者 特定の業務を行うことができることを証明する資格や認定、免許等の保有者のこと

②人材育成の推進（PI：〈教育〉、NI：〈社会的保護〉）

マルセンクリーニングでは、会社全体の生産性向上とレベルアップを目指した社内での実務教育に加え、外部機関が提供する講習や研修への積極的な参画を推進している。直近では下記研修へ社員を派遣しており、今後も多角的な教育機会の提供を通じて、全従業員の業務スキル向上や組織力強化を図っている。

ア. 研修の実施状況

研修名	実施頻度	主な研修内容等
工場社員研修	年 2 回	安全研修、洗剤知識研修
配送社員研修	年 1 回	安全運転研修

(4) 経済力を高める各種施策の取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上
インパクト エリア/カテゴリー	PI :〈健康および安全性〉、〈零細・中小企業の繁栄〉
影響を与える SDGs の目標	 
内容・対応方針	・経済力を高める各種施策の実行
毎年モニタリングする 目標と KPI	【目標】 ・事業規模の拡大 【KPI】 ・2029 年度末までに売上規模を 35 億円、取引先の増加 120 社へ拡大 <small>※設定した KPI のうち目標年度前に達成したものについては、再度の目標設定等を検討</small>

①事業規模の拡大(PI : 〈健康および安全性〉、〈零細・中小企業の繁栄〉)

マルセンクリーニングは 1957 年の創業以来、ホテル等の法人向けのリネンサプライ事業と、地域密着型の個人向けのクリーニング事業を軸に展開してきた。現在主力のリネンサプライ事業で提供される高品質なリネンは、宿泊施設や病院の清潔へ直結しており、不特定多数が利用する空間の衛生・安全を維持している。

同社は道東エリアでの強固な地盤に加え、札幌工場を中心とした道央圏での業務拡大を強力に推進している。今後は、道央エリアを中心とした新規ホテルとの取引や M&A を戦略的に実行し、2035 年度末までに売上高を現在の約 29 億円から 35 億円規模へ、取引先数を 97 社から 120 社へと拡大させる意欲的な目標を掲げている。

こうした健全な事業規模の拡大は、単なる自社の成長に留まらず、仕入先や外注先である地域の関連業者への安定的な発注機会の創出に直結する。取引先ホテルにとっては、リネン資材への初期投資や管理コストを抑制できるメリットがあり、地域全体で持続的な繁栄を享受できる経済循環の創出に貢献するものである。

ア. 事業規模拡大へ向けた目標




項目	実績 (2025 年度)	目標 (2035 年度)
売上規模の増加	29 億円	35 億円
取引先の増加	97 社	120 社

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲






マルセンクリーニングの事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

①環境配慮に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	6.3	2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策を実行することで、二酸化炭素排出や廃棄物等の削減に寄与する。

②働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	8.5	2030 年までに、若者や障がい者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



期待されるターゲットの影響としては、賃金のベースアップ等による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

③人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、人材育成の強化に注力することを通じて、労働生産性向上に寄与する。

④経済力を高める各種施策の取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、経済力を高める各種施策の実行により地域貢献を図ることに寄与する。

(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

マルセンクリーニングが拠点を置く釧路市では、2020 年度に「第 2 次釧路市環境基本計画」(以下、本計画) を策定し、釧路市の望ましい環境像「人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ」の実現に向けて、市民・事業者の皆様と協働して環境の保全及び創造に関する施策に取り組んでいる。

①計画の目的と位置づけ

本計画の目的と位置づけは以下のとおり。

<p>本計画は、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、釧路市環境基本条例(第3条)で定められた右記の4つの基本理念を実現することを目的としている。</p>	<p>釧路市環境基本条例(抜粋) (基本理念)</p> <p>第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。</p> <p>3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。</p> <p>4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない</p>
--	--



(出所) 釧路市「第2次釧路市環境基本計画【改定版】」

②釧路市の望ましい環境像

人と自然がつながる、未来へつながる 環境都市くしろ

③基本目標・施策等

望ましい環境像の実現に向けて、長期的な展望にたち、10年間の総合的な政策展開の方向性として5つの基本目標を定めるとともに、各種基本施策や関連するSDGs17の目標は以下のとおり。

図表 8 本計画の基本目標・基本施策等

基本目標	基本施策	施策の方向性	SDGs17の目標
脱炭素社会の形成	1. 地球温暖化防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの有効利用の推進 ●温暖化防止のための行動の推進 ●脱炭素型のまちづくりの推進 ●循環型社会の形成 ●地球温暖化対策の総合的・効果的な推進 	
	2. 気候変動適応策	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動適応策の推進 	
循環型社会の形成	1. ごみの減量化とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化とリサイクルの推進 ●バイオマスの利活用 	
	2. ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの適正処理の推進 ●ポイ捨て・不法投棄の防止 	
自然との共生社会の実現	1. 生物多様性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境の保全 ●鳥獣保護・管理の推進 ●地域の自然に対する理解と発信 	
	2. 自然の持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な農林水産業の推進 ●歴史・文化的環境の保全 	
住み良い生活環境の確保	1. 大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染・悪臭の防止 	
	2. 水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁の防止 	
	3. 音環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●騒音・振動の防止 	
	4. 快適な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●公害防止対策 ●有害化学物質汚染の防止 	
	5. 良好な景観形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観の形成 	
	6. ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化による環境保全 ●健康、レクリエーション機能の維持 	
環境教育・環境保全活動の推進	1. 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校における環境教育の推進 ●環境保全意識の向上 ●環境情報の充実 	
	2. 環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民などによる環境保全活動への支援 ●協働による環境保全活動の推進 	

(出所) 釧路市「第2次釧路市環境基本計画【改定版】」

④企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本計画を基に、マルセンクリーニングの事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下の基本目標と個別目標への取組みが認められ、マルセンクリーニングは自社の事業を通じて釧路市の掲げる本計画に対して十分に貢献していると考えられる。

基本目標	基本施策	施策の方向性	マルセンクリーニングの取組み	SDGs17の目標
脱炭素社会の形成	1.地球温暖化防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの有効利用の推進 ●温暖化防止のための行動の推進 ●脱炭素型のまちづくりの推進 ●循環型社会の形成 ●地球温暖化対策の総合的・効果的な推進 	バイオマスボイラーや太陽光パネルを導入し、化石燃料に依存しない可能エネルギーを活用している。加えて、ハイブリッド車導入により脱炭素化へ向けた取組みを推進していることから、本基本施策と一致している。	     
循環型社会の形成	1.ごみの減量化とリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化とリサイクルの推進 	主力事業である「リネンサプライ」は、洗浄による循環型システムであり、事業モデルそのものが廃棄物の発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に直結している。	
		<ul style="list-style-type: none"> ●バイオマスの利活用 	バイオマスボイラーを導入し、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを使用していることから、バイオマス利活用施策と完全に一致している。	

6. マルセンクリーニングのサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

マルセンクリーニングは、中田代表取締役社長を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、中田代表取締役社長を最高責任者として、銀行に対する報告は本社営業部 鈴木部長が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、中田代表取締役社長が統括し、達成度合いは本社総務部 池田主任がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

責任者	代表取締役社長	中田 等
モニタリング担当者	本社営業部 営業部長	鈴木 真悟
銀行に対する報告担当者	本社総務部 主任	池田 将慎

7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行とマルセンクリーニングの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 ヶ月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上

第三者意見書

2026年4月28日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社マルセンクリーニングに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCRの確認事項と留意点

JCRは、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が株式会社マルセンクリーニング（「マルセンクリーニング」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIFとは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FIは、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIFイニシアティブ）を組成し、PIF推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けのPIFの実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所・株式会社北陸銀行サステナビリティ推進グループと共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIFイニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCRは、PIFイニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照しているIFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCRは、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティ

ブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、マルセンクリーニングの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、マルセンクリーニングがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

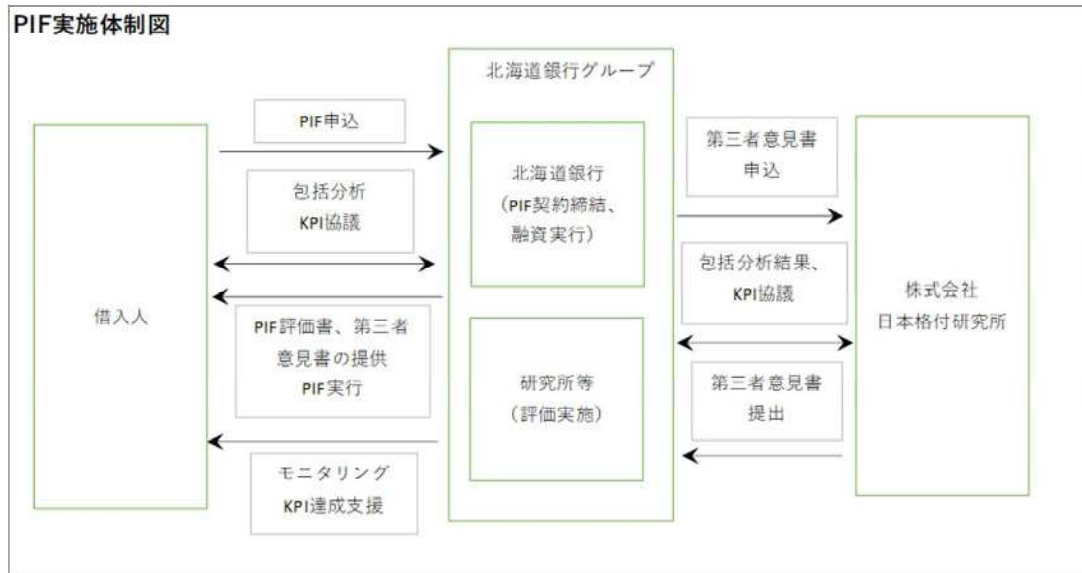
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所等：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所・北海道銀行サステナビリティ推進室・北陸銀行サステナビリティ推進グループ
(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の

専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるマルセンクリーニングから貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

佐藤 大介

佐藤 大介



JCR Sustainable PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係は異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であるか黙示的であるかを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁止されています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル